


所管部課		総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市嘱託員の設置に関する要綱を廃止する訓令について			区分	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市嘱託員等の報酬に関する規則					
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 東大和市の嘱託員制度が廃止されることに伴い、要綱を廃止するものである。</p> <p>2) 主な内容 ・東大和市嘱託員の設置に関する要綱（平成3年訓令第12号）は、廃止する。</p> <p>3) 施行日等 令和2年4月1日から施行し、廃止前の要綱に規定する報酬及び費用弁償で施行日以後に支給するものの支給については、なお従前の例による。</p> <p>4) 影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに廃止の手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。